

# 青葉区制 30 周年記念ロゴマーク取扱要綱

制定 令和 5 年 10 月 2 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、青葉区制30周年事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において、青葉区制30周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の事業等への使用について、必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「事業等」とは、学術、文化、芸術、芸能、教育、スポーツに関する事業、地域活動の推進に関する事業、地域産業の振興に関する事業、福祉に関する事業、及び保健衛生に関する事業その他これらに類する事業で、公共性のあるもの並びに区制 30 周年を広く PR すると認められる各種事業をいう。

## (使用目的)

第 3 条 ロゴマークは、令和 6 年 11 月 6 日に、横浜市青葉区（以下「青葉区」という。）が誕生してから 30 周年を迎えることを機に、青葉区の魅力を高め、「住みつづけたい・住みたいまち 青葉」の実現を目指すとともに、青葉区制 30 周年を広く内外に発信するために使用するものとする。

## (デザイン)

第 4 条 このロゴマークのデザインは、別紙に定めるとおりとする。

## (使用申請)

第 5 条 ロゴマークを使用するにあたっては、事前に「横浜市電子申請・届出システム」又は「青葉区制 30 周年記念ロゴマーク使用承認申請書」（第 1 号様式）により、青葉区制 30 周年記念事業実行委員会会長（以下、「会長」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合は、承認申請なくロゴマークを使用することができる。

- (1) 青葉区が主催する事業
- (2) 実行委員会が行う事業
- (3) 報道機関が青葉区制 30 周年の広報を目的で使用する場合
- (4) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (5) その他使用承認申請を必要としないと会長が認めた場合

2 前項の承認を受けようとする者は、「青葉区制30周年記念ロゴマーク使用承認申請書」(第1号様式)に次の書類を添えて、会長へ提出しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用状況が分かる完成見本等
- (2) その他会長が必要と認める書類

#### (使用承認)

第6条 会長は前条の申請を承認したときは、「青葉区制30周年記念ロゴマーク使用承認通知書」(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 承認を受けた者は、啓発物品の付与を受けることができる。

3 会長は、ロゴマークの使用を承認した事業について、各種媒体で公表することができる。

4 会長は使用を承認することが不相当と認めるときは、「青葉区制30周年記念ロゴマーク使用不承認通知書」(第3号様式)により、申請者に通知する。

#### (禁止事項)

第7条 ロゴマークを使用する事業が、次の各号に該当する場合、使用を禁止し、その申請を承認しないものとする。

- (1) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (4) 営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。
- (5) 他者の名誉、信用を毀損するもの。
- (6) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (7) 政治活動、選挙運動、宗教的活動又は思想的主張に関するもの。
- (8) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するもの。
- (9) その他、会長がロゴマークを使用させることが不相当と認めるもの。

#### (使用料)

第8条 このロゴマークの使用については、原則として無償とする。

#### (ロゴマークのデータ提供)

第9条 会長は、ロゴマークの使用にあたり、使用希望者に対し、ロゴマークの電子データを提供することができる。

#### (使用上の遵守事項)

第10条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 別添「青葉区制30周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」記載事項

(2) 承認された用途のみに使用すること。

2 デザイン上、前項第1号の規定により難いと特に会長が認める場合には、その限りではない。

(使用取消)

第11条 会長は前条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合にはロゴマークの使用について承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合

(2) 正当な理由がなく、申請と異なる内容で使用した場合

(3) 法令に違反した場合

(4) その他、会長が不相当と認めた場合

2 取消の効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消に関して、実行委員会は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。

3 会長は、第1項の規定により決定を取り消した場合において、「青葉区制30周年記念ロゴマーク使用取消通知書」(第4号様式)を申請者に送付するものとする。

(損害賠償)

第12条 実行委員会は、ロゴマークを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

2 申請者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により実行委員会及び青葉区に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(権利)

第13条 ロゴマークに関する一切の権利は、実行委員会に帰属する。

(事務局)

第14条 事務局は、青葉区役所区政推進課内とし、この要綱に定めるロゴマークの使用に関する事務を行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和5年10月2日から施行し、実行委員会の解散をもって、その効力を失う。



令和 年 月 日

（あて先）

青葉区制30周年記念事業実行委員会 会長

青葉区制30周年記念ロゴマーク使用承認通知書

令和 年 月 日に申請のありましたロゴマークの使用について、次の使用条件を付して承認します。

- 1 「青葉区制30周年記念ロゴマーク取扱要綱」を遵守すること。
- 2 申請の内容以外には一切使用しないこと。
- 3 申請内容を変更する場合は速やかに変更した内容を青葉区制30周年記念事業実行委員会会長に届け出ること。
- 4 申請の承認後であっても、申請者が次の事由に該当することが判明した場合、当該承認を取り消すこと。
  - (1) 虚偽の申請をした場合。
  - (2) 正当な理由がなく、申請と異なる内容で使用した場合。
  - (3) 法令又はこの使用条件に違反した場合。

担当

電話

FAX

Email

令和 年 月 日

（あて先）

青葉区制30周年記念事業実行委員会 会長

青葉区制30周年記念ロゴマーク使用不承認通知書

令和 年 月 日に申請のありましたロゴマークの使用について、以下の理由により不承認としたので通知します。

（不承認の理由）

担当

電話

FAX

Email

令和 年 月 日

（あて先）

青葉区制30周年記念事業実行委員会 会長

青葉区制30周年記念ロゴマーク使用取消通知書

令和 年 月 日付けで承認しました青葉区制30周年記念ロゴマークの使用について、以下の理由により取消しが決定したので通知します。

（取消しの理由）

担当

電話

FAX

Email

別紙（第4条）

ロゴマークデザイン

